

2026（令和8）年度

一般廃棄物処理実施計画

令和8年7月

宮古市

実施計画目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定にあたり	1
1 計画の区域	1
2 計画の期間	1
3 一般廃棄物の処理区分と処理主体	1
第2章 ごみ処理実施計画	2
第1節 ごみ処理計画	2
1 排出抑制計画	2
(1) ごみ処理の見通し	2
(2) 目標	3
(3) 施策の展開	3
2 収集運搬計画	6
(1) 目標	6
(2) 収集方針	6
(3) 生活系ごみの排出	6
(4) 事業系ごみの排出	7
(5) ごみの収集・運搬体制	8
(6) 一般廃棄物処理業者（許可）の状況	9
3 中間処理計画	10
(1) 目標	10
(2) 施設の概要	10
4 最終処分計画	12
(1) 目標	12
(2) 施設の概要	12
5 その他の計画	12
(1) 漁業系一般廃棄物の処理	12
(2) 災害廃棄物への対応	12
(3) 火災ごみの処理	12
(4) 在宅医療廃棄物の処理	13
(5) 海岸漂着物の処理	13
6 適正処理困難指定廃棄物の取り扱い	13
(1) 一般廃棄物の受入基準	13
(2) 特定産業廃棄物の処理	14
7 啓発・連携計画	15
(1) 目標	15
(2) 事業の実施	15

第3章 生活排水処理実施計画	1 7
1 計画の基本的事項	1 7
(1) 計画区域	1 7
(2) 計画期間	1 7
(3) 計画の位置づけ	1 7
(4) 処理区分及び人口	1 7
2 し尿等の排出量の見込み	1 8
(1) し尿処理施設で処理するもの	1 8
(2) ごみ焼却施設で処理するもの	1 8
3 し尿等の収集運搬方法等	1 8
(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬方法	1 8
(2) 下水道汚泥等の運搬方法	1 9
4 し尿等の中間処理・最終処分方法.....	2 0
(1) 中間処理の方法	2 0
(2) 最終処分の方法	2 1

第1章 総則

第1節 計画策定にあたり

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項に基づく廃棄物処理計画であり、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものです。

1 計画の区域

宮古市全域

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 一般廃棄物の処理区分と処理主体

区 分		処 理 主 体	
		収 集 運 搬	処 分
生活系ごみ	燃やせるごみ	委託、排出者	宮古地区広域行政組合
	燃やせないごみ	委託、排出者	宮古地区広域行政組合
	粗大ごみ	委託、排出者	宮古地区広域行政組合
	資源物	委託、排出者	宮古地区広域行政組合
	有害ごみ	委託、排出者	宮古地区広域行政組合
小動物の死体		宮古市、排出者、 土地所有者（管理者）	宮古地区広域行政組合
事業系ごみ		排出者、許可業者、 委託業者（公の施設）	宮古地区広域行政組合

※委託とは自治体が収集運搬業務を民間事業者に委託して行うこと。

区 分	処 理 施 設	処 理 主 体
・家庭のし尿 ・生活雑排水	公共下水道 農業集落排水施設 漁業集落排水施設	宮古市
	合併処理浄化槽	住民
・くみ取り家庭のし尿 ・各集落排水処理施設 及び浄化槽の汚泥	し尿処理施設	宮古地区広域行政組合

第2章 ごみ処理実施計画

第1節 ごみ処理計画

1 排出抑制計画

(1) ごみ処理の見通し

ア 計画処理人口

計画処理区域	令和7年度(R7.10.1)		令和8年度計画処理人口 (R8.10.1推計)	
面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	区域内 人口(人)	計画処理 人口(人)
1,259.15	22,289	44,795	43,736	43,736

※ 人口は住民基本台帳に基づく。

イ 生活系・事業系ごみ排出量 (1人1日排出量) (単位:g)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活系	712	691	687	690	681
事業系	315	310	326	318	323
合計	1,027	1,001	1,013	1,008	1,004

ウ 計画ごみ量 (年間排出量) (単位:t)

可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装 (可燃)	容器包装 (不燃)
13,436	835	472	506
容器包装 以外 (可燃)	容器包装 以外 (不燃)	集団回収量	総ごみ量
733	45	255	16,282

※ 容器包装以外とは、容器包装廃棄物以外の資源回収量をいう。

エ 資源物の種類及び計画量 (年間排出量) (単位:t)

容器包装可燃物					
段ボール	飲料用紙 パック	その他紙製 容器包装	ペットボトル	計	
214	4	108	146	472	

容器包装不燃物					容器包装
缶類	無色びん	茶色びん	その他びん	計	合計
94	139	211	62	506	978

容器包装以外可燃物			容器包装以外不燃物			容器包装 以 外
新聞紙	雑誌	プラスチッ ク	リターナブ ルびん	有害ごみ	小型家電	合計
320	200	213	20	21	4	778

(2) 目標

減量化・資源化の目標値

項目／区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度(計画)
一般廃棄物収集量 (a)	16,960 t	16,478 t	16,027 t
生活系 (t/年)	11,510 t	11,136 t	10,871 t
事業系 (t/年)	5,450 t	5,342 t	5,156 t
一人1日平均排出量	1,013 g	1,008 g	1004 g
生活系 (g/人・日)	687 g	681 g	681 g
事業系 (g/人・日)	326 g	327 g	323 g
資源化量 (b)	1,670 t	1,553 t	1,878 t
資源物量(残渣除き)	1,502 t	1,391 t	1,720 t
有価物(鉄くず)	165 t	160 t	155 t
再製品化(リユース引渡)	1 t	1 t	1 t
小型家電	2 t	1 t	2 t
処理処分量 (a)-(b)	15,290 t	14,925 t	14,149 t
一人1日ごみ処理量	913 g	913 g	886 g
集団回収量 (c)	262 t	228 t	255 t
一般廃棄物排出量 (a)+(c)	17,222 t	16,706 t	16,282 t
リサイクル量 (b)+(c)	1,932 t	1,781 t	2,133 t
リサイクル率 (b+c)/(a+c)	11.2 %	10.7 %	13.1 %
計画収集人口	45,880 人	44,795 人	43,736 人

(3) 施策の展開

事業計画は、次のとおりです。

ア きれいなまち推進事業

きれいなまち推進員を配置し、市民からの問い合わせに応じた生活系ごみ・資源物の正しい出し方の説明や、出前講座等による啓発活動、不適正に排出されたごみに対する分別の指導などを実施します。

イ 現地指導の徹底

集積場を個別調査し、多量排出や分別不良箇所を洗い出し、重点的に減量化・資源化を指導します。

ウ 資源集団回収奨励金交付事業

地域における集団回収を積極的に推進し、リサイクルの促進に努めます。

資源集団回収奨励金交付額

奨励金額	品 目	団 体
	紙 類	3 円／kg
	缶 類	5 円／kg
	びん類	3 円／本

資源集団回収奨励事業

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度(計画)
団体数		48	42	45
業者数		3	3	3
回収量 (kg)		262,263	227,564	247,800
	新聞紙	77,291	67,876	74,140
	雑 誌	66,842	56,896	78,600
	段ボール	83,063	74,542	63,230
	紙パック	673	153	610
	アルミ缶	14,130	11,555	13,250
	スチール缶	15,082	12,153	13,050
	リターナブルびん	5,182	4,389	4,920
	衣 類	0	—	—
交付金額 (円)		1,823,817	733,198	800,060

※令和7年度以降・・・業者向け奨励金の廃止による減

エ 生ごみの減量化・資源化

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努めます。

平成21年度から実施している「ひとしぼり運動」をより強化し、排出時の水切りの周知徹底を図ります。

生ごみを堆肥化、減容化させる生ごみ処理機等の購入助成制度の活用を推進します。

宴会等での食べ残しを削減するため、最初の30分と最後の10分は席で料理を楽しむ「3010運動」を推進します。

- ・ 補助金額：購入金額の 1 / 2 以内
補助額上限 電動生ごみ処理機 50,000 円（令和 6 年 4 月～）、
それ以外は 30,000 円

生ごみ処理容器設置補助事業

（単位：個・台）

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
コンポスト	7	0	3
EMサポート	0	0	3
電動生ごみ 処理機	14	11	14
手動生ごみ 処理機	0	0	0

オ 生ごみ処理機の設置（公共施設）

公共施設の生ごみ減量化を目指して、湯ったり館、新里給食センター、田老給食センターに業務用生ごみ処理機を設置しています。

※重茂給食センターは令和 7 年 3 月で終了。

カ 分別拡大の推進

分別拡大による資源化の推進を図るため、小型家電リサイクルを平成 27 年度から本格実施しており、宮古地区広域行政組合と連携し、小型家電リサイクルの周知に努め、資源化を推進します。

また、令和 6 年 4 月よりプラスチック使用製品廃棄物の回収を開始しております。

キ 多量排出事業所の指導

廃棄物の排出量が多い事業所に対し、条例に基づいて事業系一般廃棄物減量等計画書を提出させ、廃棄物の減量化・資源化を促進します。

多量排出事業所のヒアリング等により廃棄物の現状を確認し、減量化・資源化の具体的な方策を事業所とともに検討します。

ク 処理困難物等の適正処理指導

漁業で発生するウニ殻や牡蠣殻などの宮古地区広域行政組合の処理施設に搬入できない事業系一般廃棄物は、事業者が自ら又は一般廃棄物処理業者に委託して処理するよう指導し、処理計画策定や事務手続きの指導、援助を行うことで適正処理を促進します。

2 収集運搬計画

(1) 目標

ごみ集積場に排出された生活系ごみを速やかに収集し、処理施設に運搬することにより生活環境の保全を図ります。

(2) 収集方針

ア 「指定袋」の使用

分別の徹底、収集の効率化、集積場の清潔と美観を保持するため、燃やせるごみ・燃やせないごみ、紙製容器包装、プラスチックの排出には「指定袋」を使用するものとします。また、レジ袋による排出には収集できないことを表示するとともに、排出者が特定できた場合は個別に分別指導を行います。

ただし、指定袋の購入が困難な状況が発生している場合は、臨時的に指定袋以外の袋による排出を認めることとします。

イ ごみ集積場の適正配置

生活系ごみの排出場所の設置、移動、廃止については、地区の要望や設置場所の適否、収集効率等を考慮して配置します。

宅地造成におけるごみ集積場は、計画段階から設置者と位置や規模等を十分に協議します。

ウ 安全・衛生の確保

収集運搬作業時の安全・衛生及び交通事故防止のために、作業従事者への周知を徹底します。

エ 事業系ごみの混入防止

事業系ごみや産業廃棄物の不適正な排出と家庭ごみへの混入を防止するため、「指定袋」による排出を徹底します。

オ 資源化への取り組みの優先

資源化のため販売店が自主回収している場合や地域で集団回収を行っているものは、市の収集に優先して取り組むものとします。

(3) 生活系ごみの排出

生活系ごみは、次の分別区分及び排出方法により収集し、宮古地区広域行政組合施設に運搬するものとします。

生活系ごみの分別と排出方法

区 分		排 出 形 態
処分 ごみ	燃やせるごみ	指定袋（赤色共通）
	燃やせないごみ	

	可燃性粗大ごみ	形状のまま (宮古地域は予約制戸別収集)
	不燃性粗大ごみ	
容器 包装	缶類	缶専用ネット (青色)
	びん類	無色、茶色、その他の色ごとに分けて透明・半透明袋
	ペットボトル	ネット (黄緑色)
	飲料用紙パック	紙ひもで十文字に結束
	ダンボール	
	紙製容器包装	指定袋 (茶色)
	プラスチック	指定袋 (青色)
その 他	新聞紙	紙ひもで十文字に結束
	雑誌	
	リターナブルびん	透明・半透明袋
有害 ごみ	乾電池	透明・半透明袋
	蛍光管	
	体温計・血圧計	
使用済小型家電		形状のまま (回収ボックス ※公共施設 11 ヶ所)

※公共施設 11 ヶ所

宮古市役所、崎山出張所、津軽石出張所、重茂出張所、花輪出張所、
田老総合事務所、新里総合事務所、川井総合事務所、小国出張所、
門馬出張所、川内出張所

(4) 事業系ごみの排出

ア 事業系ごみの分別と排出方法

区 分		排 出 方 法
処 分 ご み	燃やせるごみ	指定袋に入れて事業者責任で適正処理
	燃やせないごみ	
	可燃性粗大ごみ	事業者責任で適正処理
	不燃性粗大ごみ	
容 器 包 装	缶類	指定袋に入れて事業者責任で適正処理
	びん類	
	ペットボトル	

イ 事業系ごみの適正排出指導

事業者に対して事業系ごみの集積場への排出禁止を周知し、自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に処分依頼するよう指導します。

(5) ごみの収集・運搬体制

生活系ごみの収集運搬等

家庭の日常生活に伴って生じたごみは、市が委託した業者により定期的に収集します。

生活系ごみの収集運搬方法

種 類			収 集 運 搬 の 方 法			
			回数	収集方法	排出形態	収集車両 (うち委託台数)
生 活 系 ご み	燃やせるごみ	宮古地域	週 2 回	ステーション	指定袋	4 t 塵芥車 4 台 (4 台) 2 t 塵芥車 2 台 (2 台)
		田老地域				4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		新里地域				4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		川井地域	週 1 回 7・8月週 2 回			4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
	燃やせないごみ	宮古地域	月 1 回	ステーション	指定袋	4 t 塵芥車 3 台 (3 台) 2 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		田老地域				4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		新里地域				4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		川井地域				4 t 塵芥車 1 台 (1 台)
	粗大ごみ	宮古地域	年 3 回	戸別	形状のまま	2 t 平ボディ 2 台 (2 台)
		田老地域	年 2 回	ステーション		2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		新里地域				2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		川井地域	年 4 回			2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
	資源物 (プラスチック)	宮古地域	週 1 回 (一部月 2 回)	ステーション	指定袋	4 t 塵芥車 1 台 (1 台) 2 t 塵芥車 1 台 (1 台)
		田老地域	月 2 回			2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		新里地域				2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		川井地域				2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
	資源物 (その他)	宮古地域	月 2 回 (一部月 1 回)	ステーション	指定袋 ネット 紙紐結束 透明袋 半透明袋	2 t 塵芥車 2 台 (2 台) 2 t 平ボディ 5 台 (5 台)
		田老地域	月 1 回 (一部月 2 回)			2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		新里地域	月 1 回			2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
		川井地域	月 1 回 (一部月 2 回)			2 t 平ボディ 1 台 (1 台)
	小型家電	市内全域	月 1 回	回収 ボックス	形状のまま	

(6) 一般廃棄物処理業者（許可）の状況

地域	業 者	住 所	備 考
宮古	リアス環境管理(株)	長町一丁目9番17号	収集運搬業
	宮古環境管理(株)	藤の川13番23号	
	(株)宮古衛生社	小山田四丁目5番24号	
	(有)ニコニコ総合企業	藤の川14番15号	
田老	(有)田老衛生社	田老字新田70番地1	
	(株)田川商店	田老字摂待43番地2	
新里	新里衛生社	刈屋第16地割61番地1	
川井	(株)川井衛生	古田第2地割49番地18	

3 中間処理計画

(1) 目標

宮古地区広域行政組合と連携を図りながら、中間処理における環境負荷の低減に努めます。

(2) 施設の概要

ア 宮古清掃センター（ごみ焼却施設）

宮古市から排出される可燃ごみ等の可燃物は、宮古地区広域行政組合のごみ焼却施設で焼却処理しています。可燃性粗大ごみは、破碎機で破碎処理後に焼却処理します。

ごみ焼却施設の概要

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古清掃センター
処理方式	全連続燃焼式流動床炉
処理能力	186 t / 日（93 t / 24 h × 2 炉）
運転開始	平成 6 年 7 月（平成 29 年 3 月基幹的設備改良工事竣工）
処理対象物	燃やせるごみ、特定産業廃棄物（下水道脱水汚泥等、廃油、廃プラスチック、燃え殻）、施設発生可燃性残渣等

粗大ごみ破碎処理施設の概要

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	自走式破碎機
処理方式	破碎
処理能力	198 t / 日（8 h）
運転開始	平成 12 年 4 月（令和 2 年 1 月更新）
処理対象物	可燃性粗大ごみ（木質系、プラスチック系等）

イ 資源化関連施設

宮古市から排出される資源物は、宮古地区広域行政組合のリサイクル施設で中間処理します。

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	みやこ広域リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	8.0 t / 日（5 h）
運転開始	平成 14 年 4 月
処理対象物	缶類（スチール・アルミ）、びん類（無色・茶色・その他）、ペットボトル、有害ゴミ、小型家電

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第2リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	9 t / 日 (5 h)
運転開始	平成 21 年 4 月
処理対象物	紙製容器包装・プラスチック
所管・管理	宮古市所管 宮古地区広域行政組合管理運営
施設名	宮古市資源物保管庫
処理方式	保管
処理能力	－
運転開始	平成 14 年 4 月
対象物	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、リターナブルびん
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	再生品ストックヤード
処理方式	保管
処理能力	－
運転開始	平成 24 年 4 月
対象物	家具類

4 最終処分計画

(1) 目標

宮古地区広域行政組合と連携し、ごみの再資源化に取り組み、処分場の延命化を図ります。

(2) 施設の概要

宮古市で排出される不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及びごみ焼却施設から搬出される焼却残渣等は、宮古地区広域行政組合の最終処分場で埋立処分します。

最終処分場

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	一般廃棄物最終処分場
処理方式	管理型埋立
処理能力	埋立面積 54,800m ² 埋立容量 500,600m ³ 平成 24 年軽微変更により 埋立容量 550,600m ³ (50,000m ³ 震災埋立分)
運転開始	昭和 60 年 8 月
処理対象物	燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ・焼却残渣等

5 その他の計画

(1) 漁業系一般廃棄物の処理

漁業系一般廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村で定めた「動植物性残さによる漁業廃棄物処理計画」に基づき処理されます。

漁業系一般廃棄物のうち、ウニ殻とカキ殻の一部については地域外で堆肥化されます。収集運搬業者は次のとおりです。

業者名・運搬先	取り扱う一般廃棄物の種類	収集車両台数	収集回数	収集方式
岩手コンポスト株式会社 花巻市石鳥谷町五大堂 6-1-13	海産物残渣 (ウニ殻、カキ殻)	ダンプ 2 台	随時	戸別収集
		平ボディ 3 台		
		コンテナ 1 台		

(2) 災害廃棄物への対応

震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、宮古地区広域行政組合と連携して適切な処理を図ります。

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して排出されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図ります。処理困難物・危険物等については適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理します。

(3) 火災ごみの処理

一般家庭の住宅火災により発生したごみは、被災者が宮古地区広域行政組合の「受入基準」に基づき申請することにより、被災者、解体業者もし

くは一般廃棄物収集運搬許可業者が宮古地区広域行政組合処理施設へ搬入できるものとします。

(4) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村で定めた「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

家庭から排出される可燃性の在宅医療廃棄物は、プラマークがあるものであっても、「燃やせるごみ」として宮古地区広域行政組の処理施設で焼却処理を行います。

(5) 海岸漂着物の処理

海洋プラスチックごみなどによる地球規模での海洋環境の汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されており、海洋漂着物対策が求められています。

岩手県は令和5年3月に「第2期岩手県海洋漂着物対策推進地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定しました。

地域計画には、沿岸市町村の役割として次の事項が定められています。

- ① 海岸漂着物等の適正処理に関する海岸管理者への協力
- ② 海洋・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策
- ③ 環境学習、普及啓発の実施

6 適正処理困難指定廃棄物の取り扱い

(1) 一般廃棄物の受入基準

宮古市の一般廃棄物を処分している宮古地区広域行政組合の「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、次に例示しているものは、適正な処理が困難であるため処理施設に搬入できません。

購入店か専門の業者に処理を依頼する必要があります。

処理施設に搬入することができない一般廃棄物等

区 分	品 目 等
毒性を有するもの	毒物、劇物、農薬、溶剤、塗料、廃油（食用を除く）、化学薬品等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、可燃性の内容物が残っているエアゾール缶及びカセット式ガスボンベ等
火気のあるもの	燃えがら等で火気が残っているもの
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動植物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等で水分を多量に含む物、水切りしない厨芥類等
特別管理一般廃棄物	感染性のあるもの
処理施設による処理を困難にし、又は処理施設の機能を損なう恐れのあるもの	バッテリー、消火器、小型ガスボンベ、空気ボンベ、自動車用タイヤ、オートバイ（原動機付自転車を含む。）、自動車、船外機、耕運機、エンジン付草刈機、ピアノ、業務用冷蔵庫・冷凍庫（ストッカーを含む。）、強化プラスチック製（FRP）浴槽等
処理施設における再資源化・再商品化等が困難であり、製造事業者等による処理がリサイクルの推進に有効であるもの	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品（小型家電を除く）
	特定家電用機器再商品化法第2条第7項に規定する特定家庭用機器（テレビなどのリサイクル家電等）

(2) 特定産業廃棄物の処理

宮古地区広域行政組合「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、組合で処理ができる産業廃棄物（特定産業廃棄物）として管理者が認める産業廃棄物は次のとおりです。

ア 公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす

イ 油分

公共下水道の排水設備として設置される阻集器（グリストラップを含む。）で回収された油分に限る。

ウ 廃プラスチック

前年度の総売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が 1 日 2 kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。

エ 燃え殻

公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

7 啓発・連携計画

(1) 目標

- ア 不法投棄の未然防止に努めます。
- イ 住民、事業者に対し広報、啓発活動を行い、環境意識の高揚を図ります。
- ウ 宮古地区広域行政組合と連携し、資源循環型の廃棄物処理に取り組みます。

(2) 事業の実施

事業内容は、次のとおりです。

ア 不法投棄の未然防止

- ① きれいなまち推進員による監視パトロールを実施します。
- ② 啓発看板や広報等で不法投棄防止の周知徹底を図ります。
- ③ 不法投棄頻発地区では、監視パトロールを強化して不法投棄抑止を図ります。
- ④ 宮古保健所、宮古警察署等と連携して不法投棄の取締に努めます。

イ 環境教育・広報啓発活動の充実

- ① 住民及び事業者にごみの分別・減量化が重要であることを認識してもらうため、市内各地域において、ごみの分別・減量に関する出前講座を開催します。
- ② 市内小学校向けにごみに関する講座を開催し、ごみ減量化に対する児童期からの意識の醸成に努め、将来にわたるごみ減量化を目指します。
- ③ 広報、市ホームページ、ハーバーラジオなどを活用して、住民及び事業者にごみの減量化、再生利用及び適正処理に関する啓発や情報提供を行います。

また、家庭からもっとも多く排出される生ごみの減量のためには、水切りが重要であるため、水切りの重要性を分かりやすく周知し、家庭で容易に取り組める生ごみの水切り方法等のPRを行います。

加えて、宴会等での食べ残しにより発生する事業系一般廃棄物を削減するため、「3010 運動」のPRを行います。

- ④ 「ごみ分別辞典」を転入者に配布し、ごみの分別・減量化、排出マナーの周知を図ります。
- ⑤ 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）の「ごみ減量・リサイクル推進週間」及び9月24日から10月1日「環境衛生週間」には、広報やチラシ等を活用したPRに取り組みます。
- ⑥ 町内会、ボランティア団体等による清掃活動を促進するために、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行ないます。
- ⑦ 4R活動を推進し、マイバック持参運動、リサイクル製品の購入等ごみの排出抑制を図ります。

ウ 資源循環型の廃棄物処理

- ① 宮古地区広域行政組合と連携し、排出される資源物の分別徹底に取り組み資源化を推進します。
- ② 宮古地区広域行政組合と連携し、みやこ広域リサイクルセンターを活用したフリーマーケットの循環利用の促進を図ります。
- ③ 宮古地区広域行政組合が、収集した粗大ごみの中から再使用できるものを希望者に提供するリユースの促進を図ります。

第3章 生活排水処理実施計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画区域

宮古市全域

(2) 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 計画の位置づけ

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、宮古市内における生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬、中間処理（再生を含む）及び最終処分等についての事業計画を定めるものです。

(4) 処理区分及び人口

計画処理区域内人口

区 分	処 理 人 口（人）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画処理区域内	45,880	44,795	43,736
水洗化・生活雑排水処理	34,922	34,564	33,811
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	7,006	6,909	6,760
公共下水道	27,319	27,059	26,466
農業・漁業集落排水施設Ⅰ※	0	0	0
農業・漁業集落排水施設Ⅱ※	597	596	585
水洗化・生活雑排水処理(単独処理浄化槽)	71	70	69
非水洗化	10,887	10,161	9,856
汲取りし尿処理	8,303	7,838	7,585
下水道未水洗化	2,584	2,323	2,271
計画処理区域外人口	0	0	0
※ 農業・漁業集落排水施設Ⅰから発生する汚泥は、下水道汚泥と共に宮古清掃センターで焼却処理			
農業・漁業集落排水施設Ⅱから発生する汚泥は、宮古衛生処理センターで処理			

※ 人口は10月1日現在

2 し尿等の排出量の見込み

(1) し尿処理施設で処理するもの

し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

区 分	処理人口(人)	排出見込量(kℓ/日)	排出見込量(kℓ/年)
し 尿	9,856	38.76	14,147
浄化槽等汚泥	7,414	17.10	6,243
計	17,270	55.86	20,390

(2) ごみ焼却施設で処理するもの

下水道汚泥等排出量見込み

区 分	処理量(t/年)	処 理 施 設
下水道汚泥	3,168	汚泥混焼施設（ごみ混合焼却）
集落排水汚泥	0	
下水し渣	13	宮古清掃センター（焼却）
集落排水し渣	0	

3 し尿等の収集運搬方法等

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬方法

ア し尿収集運搬体制

計画処理区域内の収集運搬は、すべて収集運搬許可業者により実施するものとします。

収集運搬体制

区 分	収集方法	収集頻度	収集運搬体制
し尿	戸別	定期又は申し込みの都度	し尿収集運搬許可業者
浄化槽汚泥	基別	浄化槽清掃の都度	浄化槽汚泥収集運搬許可業者

イ 収集運搬許可業者

一般廃棄物収集運搬業許可状況（し尿・浄化槽汚泥）

業者数	許可内訳		許可車両台数 (台)
	し尿	浄化	
6	6	6	15

地域	業 者	住 所	許可の種類	
			し尿	浄化槽 汚泥
宮古	(株)宮古衛生社	小山田四丁目 5 番 2 4 号	○	○
	(有)ニコニコ総合企業	藤の川 1 4 番 1 5 号	○	○
	(有)文化衛生社	小山田四丁目 3 番 4 5 号	○	○
田老	(有)田老衛生社	田老字新田 7 0 番地 1	○	○
新里	新里衛生社	刈屋 1 6 地割 6 1 番地 1	○	○
川井	(株)川井衛生	古田第 2 地割 4 9 番地 1 8	○	○

オ し尿・浄化槽汚泥中継施設

川井地域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、中継施設に運搬するものとし、中継施設からの運搬は、宮古地区広域行政組合が行うものとします。

中継施設の概要

名 称	区 分	概 要
川井地域中継貯留槽	設置場所	宮古市古田第 1 地割 70 番地 3
	容 量	50 m ³ ×1 槽

(2) 下水道汚泥等の運搬方法

下水道施設及び集落排水施設から発生する汚泥等は、脱水処理を行い、市が委託する維持管理業者等により汚泥混焼施設へ運搬するものとします。ただし、脱水処理を行わない集落排水施設の汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者により宮古衛生処理センターへ運搬するものとします。

4 し尿等の中間処理・最終処分方法

(1) 中間処理の方法

ア し尿処理施設による処理

市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、宮古地区広域行政組合のし尿処理施設で中間処理するものとします。

し尿・浄化槽汚泥処理方法

区 分	処理量(kℓ/年)	処理主体
し尿	14,147	宮古衛生処理センター (宮古地区広域行政組合)
浄化槽等汚泥	6,243	
計	20,390	

※ 処理量計は収集計画量とし、し尿及び浄化槽汚泥処理量は排出見込量で按分し算出した。

し尿処理施設の概要

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古衛生処理センター
処理方式	標準脱窒素
処理能力	74KL/日 (※137KL/日 受入貯留・汚泥処理・高度処理設備) 平成 30 年 3 月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更 (変更前処理能力 135KL/日)
運転開始	平成元年 4 月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水汚泥
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第 2 衛生処理場
処理方式	標準脱窒素
処理能力	63KL/日 平成 30 年 3 月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更 (変更前処理能力 58KL/日)
運転開始	平成 11 年 4 月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水汚泥

※宮古衛生処理センターと第 2 衛生処理場共通

イ 汚泥混焼施設（焼却）による処理

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理後に発生する汚泥並びに下水道及び集落排水処理施設から発生する汚泥は、汚泥混焼施設を経由し焼却処理するものとします。

汚泥処理方法

区 分	処理量(t/年)	処理主体
下水道汚泥	3,168	受入処理：宮古市汚泥混焼施設 (宮古地区広域行政組合が管理) 焼却処理：宮古清掃センター (宮古地区広域行政組合)
集落排水汚泥	0	
計	3,168	

汚泥混焼施設の概要

所管・管理	所管：宮古市 管理運営：宮古地区広域行政組合
施設名	汚泥混焼施設
処理方式	圧送
処理能力	21.5m ³ /日×2基
運転開始	平成11年4月
処理対象物	脱水汚泥（公共下水道処理施設、農業・漁業集落排水処理施設、宮古衛生処理センター）

ウ 焼却施設による中間処理

焼却処理方法

区 分	処理量(t/年)	処理主体
下水道し渣	13	宮古清掃センター(宮古地区広域行政組合)
集落排水し渣	0	
計	13	

(2) 最終処分の方法

焼却処理後の残渣は、宮古地区広域行政組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分するものとします。

